

広報

2023 (令和5年) 2月

発行 西置賜行政組合消防本部

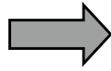
消防にしておきたま 42号



住宅用火災警報器を設置し、維持・管理しましょう。

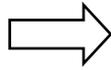
設置が必要な場所

◎ 取り付けが義務づけられている場所



寝室・階段

☆ 取り付けをおすすめする場所



台所・全ての居室



○定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※1）に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※2）
警報器の本体または電池を交換しましょう。

○古くなったら交換



- ・「ピッ」または「ピッ電池切れです」と間欠的に鳴る場合
- ・「ピッピッピッ」または「ピッピッピッ故障です」と鳴る場合

本体の故障か電池切れです。（※2）
警報器本体を交換しましょう。

【問い合わせ先】

| | |
|------|-------------|
| 消防署 | TEL 88-1213 |
| 白鷹分署 | TEL 85-5242 |
| 飯豊分署 | TEL 72-2222 |
| 小国分署 | TEL 62-2154 |

- ※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は10年とされています。住警器の作動確認は、定期的に実施してください。
- ※2 設置から10年が経過した場合、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。



FEMALE FIREFIGHTER
女性消防士活躍中！
私と一緒に働きませんか？



現在、西置賜行政組合では3名の女性消防士が活躍しています。女性が働きやすい環境を整えておりますので、一緒に仕事をしてみませんか。

※西置賜行政組合消防本部の女性消防士の活躍を特集しています。詳しくはQRコードからご覧ください！





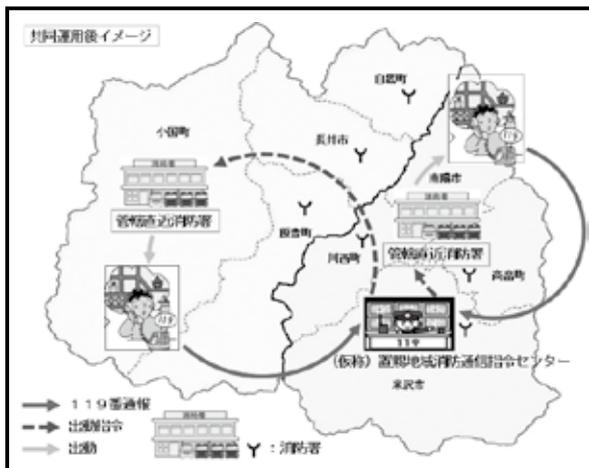
(仮称)置賜地域消防通信指令センター共同運用について

西置賜行政組合と置賜広域行政事務組合は、令和6年4月から(仮称)置賜地域消防通信指令センターの共同運用を開始する予定です。

- ◇置賜3市5町の119番通報受信を一本化します。
- ◇消防本部の管轄地域は変わることなく、消防車や救急車等を一元管理し、直近の消防署から出動となります。
- ◇消防通信指令センター共同運用により相互応援体制が強化されます。

西置賜行政組合消防本部のHPにも詳しく記載しております。ご不明な点は右記までお問い合わせください。

3市5町119番通報 → (仮称)置賜地域消防通信指令センター受信
→ 出動指令 → 管轄直近消防署から出動 → 災害現場



【問い合わせ先】
西置賜行政組合消防本部 通信指令室
TEL: 0238-88-1211 FAX: 0238-88-1861

寒い時期は **ヒートショック** に注意しましょう！

まだまだ寒い時期が続いております。冬の時期、暖かい部屋から寒い場所（風呂場やトイレ）に移動した時、脳卒中や心筋梗塞などを起こすおそれがありますが、これは温度の急激な変化で血圧が急変することなどが原因で起こる「ヒートショック」が関係しています。

ヒートショックとは??

急激な温度変化によって血圧が上下に大きく変動することで、失神したり心筋梗塞や脳卒中といった血管の病気を引き起こす健康被害の事です。



ヒートショックにならないためには??

- 重要**
- ・脱衣所や浴室を温める
 - ・お風呂の温度は41度以下、10分以内
 - ・飲酒後の入浴はNG
 - ・入浴前に水分をとる
 - ・立ち上がる時はゆっくりと



消防団で活動してみませんか?
各市町に居住し、年齢18歳以上で健康な方を募集中です。

消防団に関するお問い合わせは
下記の連絡先又は最寄りの消防署・分署まで

長井市 0238-88-1839 白鷹町 0238-85-5242
飯豊町 0238-72-2222 小国町 0238-62-2154

職員の任用・給与・勤務時間などについて

西置賜行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和3年度の職員の給与・人数・勤務条件等について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数(各年4月1日現在) (単位:人)

| 区分 | 職員数(人) | | 増減数 |
|-------|--------|------|-----|
| | 令和4年 | 令和3年 | |
| 管理者部局 | 7 | 7 | 0 |
| 消防機関 | 122 | 118 | 4 |
| 合計 | 129 | 125 | 4 |

- (注) 1 管理者部局職員数は、事務局及び養護老人ホームおいたま荘に派遣されている職員をいいます。
2 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者並びに県、市及び公益的法人に派遣されている職員を含み、派遣されてきた職員、臨時的任用職員及び非常勤職員は含みません。

(2) 職員の採用状況(各年4月1日付け採用者数) (単位:人)

| 職種 | 令和4年 | 令和3年 |
|-------------|------|------|
| 一般行政職(消防職員) | 10 | 8 |
| 技能労務職 | 0 | 0 |

(3) 職員の退職状況(令和3年度) (単位:人)

| | 定年 | 勸奨 | 普通 | その他 | 計 |
|-------|----|----|----|-----|---|
| 管理者部局 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 消防機関 | 4 | 1 | 1 | 0 | 6 |
| 合計 | 4 | 2 | 1 | 0 | 7 |

(4) 再任用職員数(令和3年度) (単位:人)

| 職種 | フルタイム | 短時間 |
|-------|-------|-----|
| 一般行政職 | 1 | 0 |
| 技能労務職 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 0 |

(5) 職員採用における競争試験の実施状況(令和3年度) (単位:人)

| 試験区分 | 受験者数A | 一次合格者数 | 二次受験者数 | 合格者数 | 採用決定者数B | 倍率A/B |
|-------|-------|--------|--------|-------|---------|-------|
| 高校卒程度 | 86(1) | 20(1) | 19(1) | 12(1) | 10(1) | 8.6倍 |

- (注) 1 「定年」→職員の定年は、60才です。
2 「勸奨」→早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職することです。
3 「普通」→自己都合による退職などのことです。
4 「その他」→構成市町からの派遣職員の退職(転出)等によるものです。

()内数値は女性

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価する事項 ア 能力評価 イ 業績評価 (2) 評価期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和3年度決算)

| 住民基本台帳人口(長井・西置賜) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率B/A | 令和2年度の人件費率 |
|------------------|--------------|-----------|------------|---------|------------|
| 人 52,142 | 千円 1,601,194 | 千円 63,076 | 千円 957,790 | % 59.8 | % 65.0 |

(2) 職員給与費の状況(令和3年度決算)

| 職員数A | 給与 | | | 費 | | 一人当たり給与費B/A |
|----------|------------|------------|------------|------------|----------|-------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤労手当 | 計B | 千円 | |
| 人 125(0) | 千円 432,459 | 千円 121,681 | 千円 168,335 | 千円 722,475 | 千円 5,780 | |

()内は再任用職員

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(令和4年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 35.3歳 | 279,836円 | 354,130円 |
| 技能労務職 | 57.0歳 | 379,000円 | 379,000円 |

(4) 職員の初任給及び経験年数別の状況(令和4年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| | | 一般行政職 | 185,100円 | 232,700円 |
| 一般行政職 | 185,100円 | 232,700円 | 274,600円 | 316,000円 |
| 一般行政職 | 185,100円 | 232,700円 | 274,600円 | 316,000円 |
| 技能労務職 | 147,900円 | 205,500円 | 242,900円 | 278,300円 |

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況(各年4月1日現在)

| 区分 | 職務内容 | 令和4年 | | 令和3年 | |
|----|------------|------|-----|------|-----|
| | | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 |
| 1級 | 定型的業務を行う職務 | 44人 | 34% | 39人 | 31% |
| 2級 | 主任 | 12人 | 9% | 15人 | 12% |
| 3級 | 係長 | 22人 | 17% | 22人 | 18% |

| 区分 | 職務内容 | 令和3年 | | 令和2年 | |
|----|------|------|-----|------|-----|
| | | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 |
| 4級 | 主査 | 19人 | 15% | 16人 | 13% |
| 5級 | 補佐 | 17人 | 13% | 18人 | 14% |
| 6級 | 課長 | 15人 | 12% | 15人 | 12% |

(6) 職員手当の状況

① 期末・勤労手当(令和3年度)

| 西置賜行政組合 | | 国 |
|--|---------|--|
| 一人当たりの平均支給額 | 1,347千円 | - |
| (支給割合)期末手当2.40月分(1.35)勤労手当1.90月分(0.90) | | (支給割合)期末手当2.40月分(1.35)勤労手当1.90月分(0.90) |
| (加算措置の状況)職務の級等による加算措置有 | | (加算措置の状況)職制上の階級、職務の級等による加算措置有 |

()内は再任用職員

③ 時間外勤務手当(各年度決算) (単位:千円)

| | 令和3年度 | 令和2年度 |
|---------------|--------|--------|
| 支給実績 | 29,667 | 25,913 |
| 職員一人当たり平均支給年額 | 270 | 238 |

② 特殊勤務手当(令和3年度決算)

| 区分 | 全職種 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 支給実績 | 1,979千円 |
| 支給職員一人当たり平均支給年額 | 19千円 |
| 手当が支給された職員の割合 | 82.4% |
| 手当の種類(手当数) | 2種類 |
| 手当の名称 | 支給対象職員 支給対象業務 支給単価 |
| 出勤手当他 | 消防職員他 出火・火災作業他 1回若しくは1日 240円~2,000円 |

⑤ 退職手当(令和3年度末現在)

| 区分 | 西置賜行政組合 | | 国 | |
|------------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|
| 勤続年数 | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 2~45%加算 | | 定年前早期退職特例措置 2~45%加算 | |
| 一人当たり平均支給額 | 19,391千円(令和3年度実績) | | - | |

(7) 特別職の給料及び報酬

| 区分 | 年額 | 区分 | 年額 |
|----------|---------|------------------|-------------|
| 給料 | 18,000円 | 情報公開・個人情報保護審査会委員 | 5,100円(日額) |
| 副管理 | 12,000円 | | |
| 議長 | 10,000円 | 行政不服審査会委員(識見) | 10,000円(日額) |
| 副議長 | 8,000円 | | |
| 議員 | 7,000円 | 行政不服審査会委員(委員) | 5,100円(日額) |
| 監査委員(識見) | 6,000円 | | |
| 監査委員(議選) | 3,000円 | | |

④ その他の手当(令和3年度決算) (単位:千円)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 | 支給職員一人当たり平均支給年額 |
|------------|---|--------|-----------------|
| 管理職手当 | 管理・監督的職員 41,500円~51,900円(月額) | 8,218 | 548 |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円加算 | 17,946 | 227 |
| 住居手当 | 借家等 28,000円限度額(月額) | 10,228 | 276 |
| 通勤手当 | 交通機関利用 55,000円限度額(月額) 交通用具使用 2,500円~44,600円(月額) | 12,485 | 108 |
| 単身赴任手当 | 遠隔地への単身赴任 30,000円~70,000円(月額) | 360 | 360 |
| 休日勤務手当 | 休日に正規の勤務時間中に勤務する場合、1時間当たりの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給 | 29,240 | 301 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する場合に、1時間当たりの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給 | 2,405 | 53 |
| 寒冷地手当 | 11月から翌年3月まで世帯等の区分に応じ7,360円~17,800円(月額) | 8,947 | 72 |
| 管理職員特別勤務手当 | 災害への対処等で臨時・緊急に①週休日等又は②平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき①8,500円②4,300円を上限に支給 | 207 | 21 |

特別職の給与等については、西置賜行政組合特別職の職員の給与等に関する条例に規定されています。

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(1週間あたり38時間45分)となっています。

なお、消防職員、養護老人ホームおいたま荘派遣職員で公務の運営上の事情により特別の形態により勤務する必要のある職員については、別に定めることとなっています。

(2) 休暇制度

| 区 分 | 要 件 及 び 日 数 |
|--------|--|
| 年次有給休暇 | 1年につき20日(最大20日まで翌年繰越可) |
| 病気休暇 | 負傷・病気のため療養する必要がある場合:必要と認められる期間 |
| 特別休暇 | 結婚、出産、その他の特別な事由による場合:必要と認められる期間 |
| 介護休暇 | 配偶者等の介護をする場合:連続する2週間から、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲で必要と認められる期間 |
| 組合休暇 | 任命権者の許可を受けて職員団体の業務に従事する場合:1年につき20日 |

5 職員の休業に関する状況

令和3年度中に、育児休業又は部分休業を取得した者はおりませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分

(1) 分限処分者数(令和3年度)

休職 1名

分限処分については、西置賜行政組合職員の分限の事由並びに手続き及び効果に関する条例に規定されています。

(2) 懲戒処分者数(令和3年度)

免職、停職、減給及び戒告等の懲戒処分はありませんでした。

懲戒処分については、西置賜行政組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に規定されています。

7 職員の服務の状況

地方公務員法

(1) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条により職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間中、職務に専念する義務があります。例外的に、職務専念義務が免除される場合として次のものがあります。

○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画の実施に参加する場合 ○前記以外に、任命権者が認めた場合

(2) 営利企業等への従事制限

地方公務員法第38条により職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任その他報酬を得て事業に従事することはできません。許可される場合の主なものとしては次のものがあります。

○国等が実施する各種統計調査員になる場合 ○介護認定審査会の委員になる場合等

8 職員の退職管理の状況

○再就職者による依頼等(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2により、離職して営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と組合との間の契約等事務にあって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること(働きかけ)が禁止されています。(規制適用除外項目あり)

当組合では、地方公務員法の施行により必要な事項を規則で定め、適正な退職管理が実施できるよう努めています。

9 職員の研修の状況

職務遂行に必要な知識や技能の向上を図るため及び専門的な知識や技能を習得するための研修を実施しています。

| 区 分 | 研 修 名 | 受講者数(人) |
|--------|---|---------|
| 消防職員研修 | 救急救命士養成、初任科、救急科、警防科、予防査察科、玉掛け技能取得、建設機械資格取得、小型船舶操縦士資格取得、ほか | 54 |

10 職員の福祉の状況

(1) 職員の福利厚生の概要

① 保健事業の概要(主なもの)

| 事業名 | 事業の概要 | 実施主体 |
|-------|-----------------------|---------|
| 健康診断 | ・定期健康診断(全職員対象) | 西置賜行政組合 |
| | ・生活習慣病検診(年齢及び希望者対象) | |
| | 胃がん検診 | 共 済 組 合 |
| | 大腸がん検診 | 共 済 組 合 |
| | 肺がん検診 | 共 済 組 合 |
| 人間ドック | 前立腺がん | 共 済 組 合 |
| | 婦人科検診 | 共 済 組 合 |
| | 節目年齢(40歳又は50歳の希望する職員) | 互 助 会 |

② 給付事業の概要(主なもの)

| 事 項 | 内 容 | 実施主体 |
|-------------|---|-----------------------------|
| 職員が死亡したとき | 埋葬料 | 共済組合 |
| | 遺族共済年金 | 共済組合 |
| | 弔慰金 | 互助会 |
| 職員が傷病になったとき | ・医療機関に支払うもの 法定給付の額 ・職員に支給するもの 高額療養費 一部負担金払戻金 一部負担金補助 | 共済組合 共済組合 共済組合 互助会 |
| 職員が出産したとき | 出産費 | 共済組合 |
| その他 | スポーツ大会助成 研修旅行助成 | 職員親睦会 職員親睦会 |

③ 貸付事業の概要(主なもの)

H30.1.1適用

| 貸 付 の 種 類 | 最高限度額 | 貸付利率 | 実施主体 |
|------------|---------|-------|------|
| 住宅貸付 | 1,800万円 | 1.26% | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅貸付 | 300万円 | 1.00% | 共済組合 |

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、職員親睦会とは消防むつみ会等をいいます。

(2) 公務災害の状況(令和3年度)

| 区 分 | 認 定 件 数 | | |
|---------|---------|-----|---|
| | 負 傷 | 疾 病 | 計 |
| 公 務 災 害 | 1 | 0 | 1 |
| 通 勤 災 害 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1 | 0 | 1 |



2022年度 全国統一防火標語

お出かけは マスク戸締り 火の用心

令和4年度 防火ポスター 最優秀作品

5,6年の部最優秀賞



やまみずゆうま
山水佑真さん (長井市立長井小学校)

3,4年の部最優秀賞



よこさわあきひこ
横澤堯彦さん (飯豊町立添川小学校)

2022年 市町別火災発生状況

| 市 町 | 件 数 | 火災種別 | 件 数 |
|-----|-----|-------|-----|
| 長井市 | 6件 | 建物火災 | 9件 |
| 白鷹町 | 3件 | 林野火災 | 2件 |
| 飯豊町 | 4件 | 車両火災 | 2件 |
| 小国町 | 8件 | その他火災 | 8件 |
| 合 計 | 21件 | 合 計 | 21件 |

2022年中の火災発生件数は21件で、前年と比較して5件減少しました。

また、**火災による死者は1名**でした。

火災内訳は、建物火災9件（前年比2件減）林野火災2件（1件減）車両火災2件（2件増）その他火災8件（4件減）となっています。

件数こそ減少していますが、春先は野火による延焼が多く発生します。火気の取り扱いには十分に注意するとともに、住宅用火災警報器の設置、維持管理をお願いします。

火気の取り扱いには十分注意してください！

広報 消防にしおきたま 42号

西置賜行政組合消防本部 〒993-0042 山形県長井市平山4460

TEL 0238-88-1212(代表) FAX 0238-88-1849

【消防テレホンサービス】0180-992-777

西置賜行政組合ホームページ

西置賜行政組合

検索

<https://nishiokitama.jp>

